令和2年度第8回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:令和2年7月20日

担当部·課:復興事業部基盤整備課[内線5535]

① 件 名

中瀬公園整備事業用地取得にかかる訴訟の提起について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

中瀬公園整備事業について、平成29年12月から用地取得を開始し、令和2年7月までに全体53筆のうち39筆の買収を完了した。

残り14筆のうち今回提案の1筆は、登記名義人が10名で、その相続関係人が買収当初で135 名存在する多数共有地である。

現在、128名分の共有持分について取得を完了したが、残り7名について同意を得られていない状況である。

【目的】

任意交渉による用地取得が困難な案件に対応するため、市ができる限り共有持分を取得した上で、 ほかの共有者を被告として全面的価格賠償の判決を求める共有物分割請求訴訟を提起し、用地取得を 図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

民法第258条第1項

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け: 旬・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 都市公園整備事業(中瀬公園)として、総合計画実施計画並びに震災復興基本計画実施計画に位置付け有り

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成25年 9月 防災集団移転促進事業による用地取得開始

平成29年12月 土地基金先行取得により中瀬公園整備事業用地取得開始

平成30年11月 都市計画決定

平成31年 1月 都市計画事業認可

令和2年 7月 中瀬公園整備事業による取得予定地53筆のうち39筆を取得し、残り14筆。

⑤ 主な内容

石巻市中瀬1番1の土地の共有者に対し、共有物分割請求訴訟を提起するもの。

・ 土地の概要

地番:石巻市中瀬1番1 地目:境内地 地積:134㎡

※なお、訴訟の相手方となる共有者の人数は、用地取得の交渉が現在も進行中であるため、訴訟提起 時点に確定するが、現時点の市を除く共有者の人数は7名である。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

中瀬公園整備事業の推進を図るとともに、公園(市有財産)の適切な管理を遂行することができる。

【市財政への負担】(現計予算で対応)

訴訟費用(裁判所手数料、被告へ訴状を送付する(送達)郵便料等) 未定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年 9月 市議会第3回定例会に共有物分割請求訴訟の提起の議案を提出 10月 共有物分割請求訴訟を提起 ※令和3年3月までの用地取得を目指す。

⑨ その他